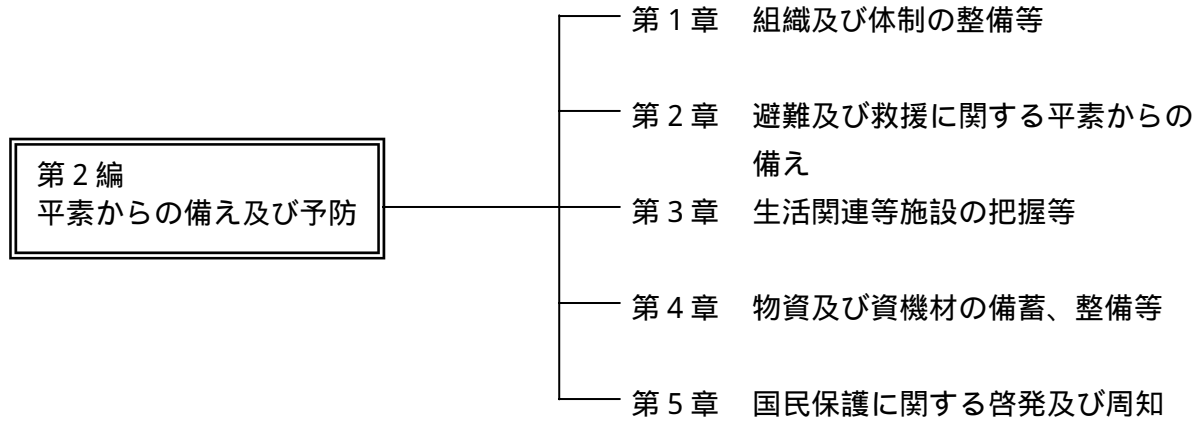
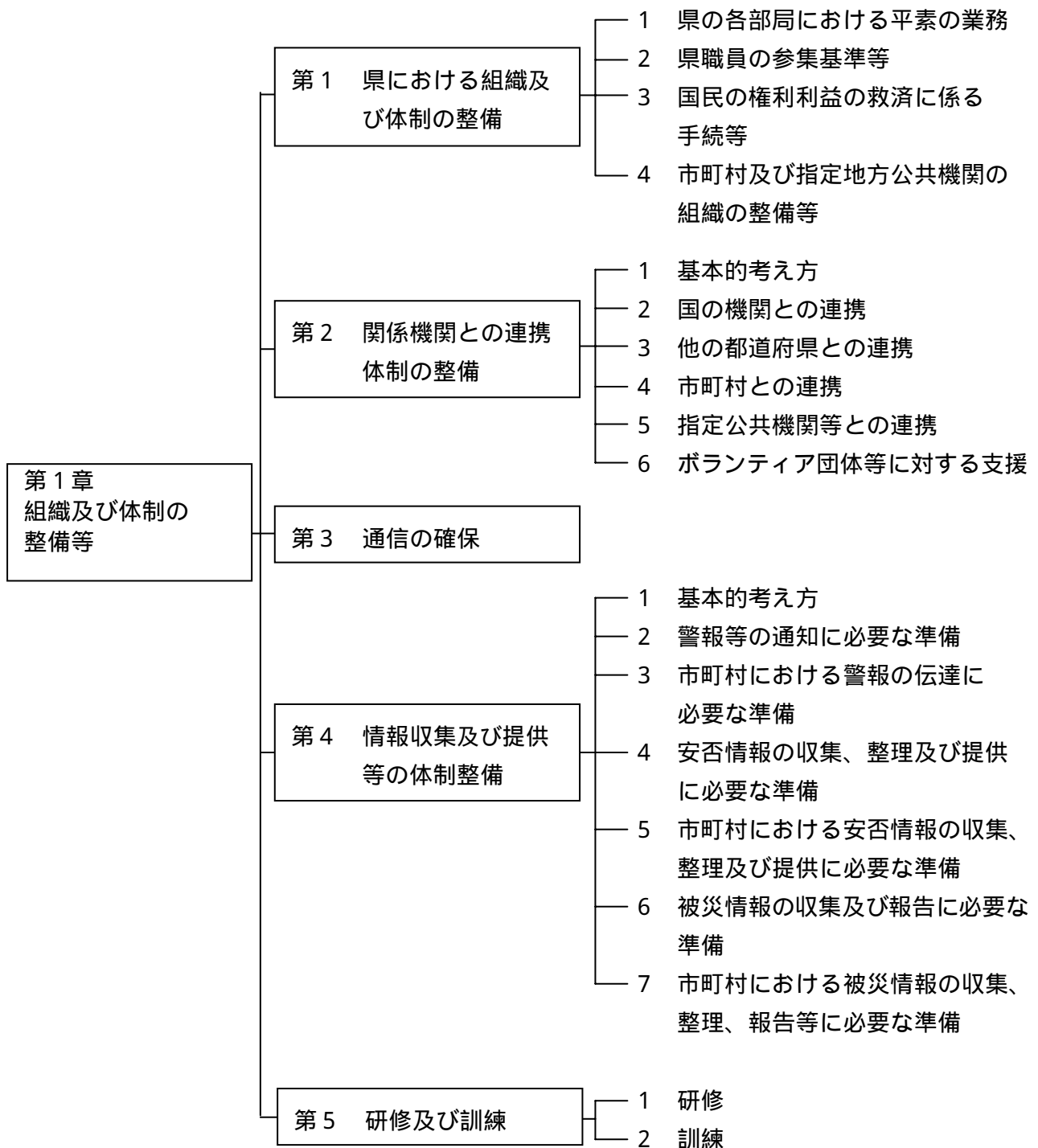


## 第2編 平素からの備え及び予防



## 第1章 組織及び体制の整備等



## 第1 県における組織及び体制の整備

### 1 県の各部局における平素の業務

各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行う。  
この場合、国民保護部局長会議等の場において、国民保護措置の実施体制について部局間の情報共有を図る。

### 2 県職員の参集基準等

#### (1) 職員の迅速な確保

県は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、防災危機管理局職員等の職員を的確かつ迅速に確保できる体制を整備する。

#### (2) 24時間即応体制の確保

県は、武力攻撃等が発生した場合において、速やかに対応する必要があるため、防災危機管理局職員を中心とした宿日直体制を活用し、24時間即応可能な体制を確保する。

#### (3) 県の体制及び職員の参集基準等

県は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

表2 - 1 県の配備体制

体制	配備内容	配備人員
準備体制	事態の情報収集等が必要な場合で、情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制	各班の配備計画による人員
警戒体制	相当の被害が発生することが予想され、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速かつ的確に行うことができる体制	各班の配備計画による人員
非常体制	国民保護対策本部設置の通知を受けた場合に県の総力をあげて国民保護措置を実施することができる体制	全職員

なお、全職員は、勤務時間外及び休日等において、非常体制に対応する武力攻撃事態が発生又は発生するおそれがあることを知った場合は、連絡を待たず、自ら所属機関へ参集するものとする。

(4) 職員への連絡手段の確保

県の幹部職員、防災危機管理局職員等は、常時、携帯電話等を携行し、電話、メール等による連絡手段を確保する。

(5) 職員の参集が困難な場合の対応

県の幹部職員、防災危機管理局職員等が、交通の途絶、職員の被災等により参集が困難な場合等も想定し、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、県対策本部長である知事に事故があった場合には、副知事、出納長、防災危機管理局長の順に指揮を執る。

(6) 職員の所掌事務

県は、(3)の配備体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

県は、国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）を設置した場合に、その機能が確保されるよう、交代要員の確保その他職員の配置等について定める。

3 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

県は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償及び国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を的確かつ迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

表2 - 2 国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

項目	救済内容
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。(法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。(法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。(法第82条)
	応急公用負担に関する事。(法第113条第3項)
	車両等の破損措置に関する事。 (法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事。(法第85条第1、2項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの。 (法第70条第1、3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)

	医療の実施の要請等によるもの（法第85条第1、2項）
不服申立てに関する事。（法第6条、175条）	
訴訟に関する事。（法第6条、175条）	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

県は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、三重県公文書整理保存規程に定めるところにより保存する。この場合において、武力攻撃災害による当該文書の逸失を防ぐため、適切な保存に努める。

県は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

4 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等

市町村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市町村長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図る等、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置、参集基準等の整備を行うものとする。

また、国民の権利利益の救済の手續等についての的確かつ迅速な対応ができるよう担当部署を定める等、体制の整備に努めるものとする。

指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

県は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

県は、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の連絡先を把握するとともに、当該関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

県は、国民保護措置の実施に関して、関係機関と情報交換するなど意思疎通を図る。

### 2 国の機関との連携

#### (1) 指定行政機関等との連携

県は、国民保護措置を実施するにあたり、その要請等が円滑に実施できるよう、指定行政機関と必要な連携を図る。特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁及び国民保護計画の協議先となる内閣官房と緊密な連携を図る。

#### (2) 防衛庁及び自衛隊との連携

県は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、防衛庁及び自衛隊との連携を図る。

#### (3) 指定地方行政機関との連携

県は、避難、救援等の国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定地方行政機関との連携を図る。

#### (4) 海上保安庁との連携

県は、長い海岸線を有し、多くの離島が存在するという本県の地理的特徴を考慮し、避難、救援等の国民保護措置の実施時において、海上交通の活用及び海上の安全確保を円滑に行うため、海上保安庁との連携を図る。

### 3 他の都道府県との連携

#### (1) 広域応援体制の整備

県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合及び武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備え、「中部9県1市災害応援に関する協定」、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」、「紀伊半島三県災害等応援に関する協定」等の相互応援協定に準じ、広域にわたる避難の実施、物資及び資機材の供給、救援の実施等における広域な応援体制を整備する。

#### (2) 広域緊急援助隊の充実及び強化

県警察は、他の都道府県警察と連携し、広域緊急援助隊が直ちに出勤できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集及び出勤体制の確立等必要な体制の整備を図る。

#### (3) 近隣府県の情報の共有

県は、広域にわたる避難及び救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、近隣府県との間で緊密な情報の共有を図る。特に、多くの県民が通勤、通学等日常的に昼間流入入している近隣府県に関しては、学生及び勤労者の情報について、緊密な情報の共有を図るよう努める。

また、生物剤による攻撃にあつては、県境を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、健康福祉部及び科学技術振興センターは、近隣府県との間で緊密な情報の共有を図る。

#### (4) 他の府県に対する事務の委託

県は、近隣府県に対し、国民保護措置の実施に必要な事務又はその一部を委託する場合に備え、委託事務の内容、範囲等について協議する等必要な準備を行う。

### 4 市町村との連携

#### (1) 市町村との連携の確保

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、市町村と緊密な連携を図る。

この場合、警報の伝達方法、避難の指示、避難実施要領の内容、救援の役割分担、運送の確保等市町村と調整が必要な分野における連携に留意する。

#### (2) 市町村国民保護計画の協議

県は、市町村国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置及び市町村の行う国民保護措置の整合を図る。

(3) 市町村間の連携の確保

県は、「三重県市町村災害応援協定」等の市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援すること等を通じて、市町村相互間の国民保護措置の整合性の確保を図る。

(4) 消防機関の応援態勢の整備

県は、消防機関と情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう消防機関相互の調整、緊急消防援助隊による支援体制等、応援態勢の整備を図る。

また、消防機関におけるNBC対応可能な部隊数及びNBC対応資機材の所在について、把握し、活用を図る。

(5) 消防団の活動支援

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県は、市町村と連携し、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等を実施し、消防団の活性化を図る。

また、市町村と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練への参加を促進するよう努める。

5 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等との連携等

県は、避難、救援等の国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、県内において事業を営む指定公共機関等と緊密な連携を図る。

(2) 指定地方公共機関国民保護業務計画の報告

県は、指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画について、その報告を受け、指定地方公共機関が国民保護業務計画を作成する際に、必要な助言を行う。

(3) 関係機関との協定の締結等

県は、関係機関から物資及び資機材の供給について必要な協力が得られるよう、「生活必需物資の調達に関する協定」等の協定の見直しを行う等、県地域防災計画に準じ、関係機関との連携体制の整備を図る。

6 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて、自主防災組織の活



性化を推進するとともに、組織化を図り、その充実に努める。

また、市町村と連携し、自主防災組織の活動に必要な物資及び資機材の整備を図るとともに、自主防災組織が、国民保護措置についての訓練を実施するよう促進する。

(2) 地域における自主防災組織の活動環境の整備

県は、自主防災組織相互間、消防団等との間の連携が図られるよう配慮するとともに、地域で一体となった災害時要援護者への支援体制が整えられるよう、その活動環境の整備を図る。

(3) ボランティア団体等に対する支援

県は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

### 第3 通信の確保

(1) 通信体制の整備

県は、国民保護措置の実施に関し、通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。その場合において、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ることなどを目的として、関係省庁、電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

また、非常用電源、移動無線等の応急用資機材の確保充実を図り、災害時における応急措置の実施体制を整備する。

(2) 通信体制の確保に当たっての留意事項

県は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集及び提供を確実にを行うため、衛星系通信及び地上系通信を併用した防災行政無線を有効に活用する。

また、多重マイクロ回線の増強、ブロードバンドネットワークの活用等により、データ通信が可能な通信システムを構築し、活用する。

さらに、市町村相互の連携強化等を図るため、通信チャンネルを増設するとともに複信通話を可能とする地上系防災行政無線を再構築し、活用する。

なお、今後の通信体制の確保にあたっては、表2-3の事項に十分留意し、その運営、管理、整備等を行う。

表2-3 通信体制の確保に当たっての留意点

施設 ・ 設 備 面	・通信設備等の情報通信手段の施設について、通信の取扱い及び機器の操作の習熟を含めた管理並びに運用体制の構築を図る。
	・無線通信ネットワークの整備及び拡充の推進並びに相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な通信設備を定期的に総点検する。
運 用 面	・夜間及び休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集及び連携体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練を実施する。
	・通信訓練を行うにあたっては、地理的条件、交通事情等を想定し、実施時間、電源の確保等の条件を設定した上で訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・無線通信系の通信輻輳時の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信、防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当職員の役割及び責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> </ul>  |

### (3) 県警察における通信の確保

県警察は、中部管区警察局、県及び市町村と連携して通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

### (4) 市町村における通信の確保

市町村は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系防災行政無線の整備に努めることとする。

また、既に防災行政無線が整備されている市町村においては、防災行政無線のデジタル化の推進に努めることとし、県に準じ、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

## 第4 情報収集及び提供等の体制整備

### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集及び提供のための体制の整備

県は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対し情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

この場合において、衛星系通信及び地上系通信を併用した防災行政無線の運用を図るなど効率的な情報の収集、整理及び提供に努める。

また、有線通信の途絶時に通信を確保するため、携帯電話、衛星による携帯通信等の移動通信の活用を図る。

#### (2) 関係機関における情報の共有

県は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

#### (3) 県警察における体制の整備

県警察は、ヘリコプターテレビ伝送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用し、迅速な情報収集及び連絡を可能とする体制を整備する。

### 2 警報等の通知に必要な準備

#### (1) 警報等の通知先となる関係機関

県は、法第10条第1項に規定する武力攻撃事態等対策本部の長（以下「国の対策本部長」という。）が発令した警報が消防庁から通知されたとき、知事が警報の通知を行う市町村、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法等を整理する。

#### (2) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

県は、消防庁から警報の通知を受けたときに知事が的確かつ迅速に警報の伝達を行うこととなる学校、病院、駅、大規模集客施設等について定める。

#### (3) 市町村に対する支援

県は、市町村が災害時要援護者に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町村を支援する。

また、県警察は、市町村が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町村との協力体制を構築する。

### 3 市町村における警報の伝達に必要な準備

市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員、社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築する等、災害時要援護者に対する警報の伝達に配慮するものとする。

また、市町村は、警報を通知すべきその他の関係機関をあらかじめ市町村国民保護計画に定めておくものとする。

### 4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

#### (1) 安否情報の種類及び報告様式

県が消防庁に安否情報を報告する際は、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号の安否情報報告書により報告を行う。

#### (2) 安否情報収集のための体制整備

県は、市町村から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、県における安否情報の整理担当者、安否情報の回答責任者等を定める。

また、県は、市町村の行う安否情報の収集を支援するという立場から、市町村の安否情報収集体制（担当の配置、収集方法、収集先等）を把握する。

なお、安否情報は極めて重要な個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについて十分留意すべきことを平素より職員に周知徹底する。

#### (3) 安否情報の収集のための準備

県は、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、避難施設の管理者等に対し、安否情報の報告先及び報告様式について周知徹底を図る。

### 5 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

#### (1) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市町村は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修及び訓練を行うものとする。

#### (2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市町村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、把握しておくものとする。

る。

## 6 被災情報の収集及び報告に必要な準備

### (1) 情報収集及び連絡体制の整備

県は、被災情報の収集、整理、総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、被災情報の収集及び報告に当たる体制を整備する。

### (2) 被災情報収集のための準備

県は、市町村に対し、被災情報の報告を資料編に定める様式により行うよう周知するとともに、指定地方公共機関に対しても、収集した被災情報の県への報告について周知する。

## 7 市町村における被災情報の収集、整理、報告等に必要な準備

市町村は、被災情報の収集、整理、知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集及び連絡に当たる担当者を定めるなど必要な体制の整備に努めるものとする。

## 第5 研修及び訓練

### 1 研修

#### (1) 国の研修機関における研修の活用

県は、危機管理を担当する職員の資質向上を図るため、国の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### (2) 職員に対する研修

県は、幹部職員を対象としたトップセミナー、一般職員に対する危機管理等に関する啓発研修において、国民保護に関する研修を行う。

また、各部局等は、国民保護に関する意識の定着を図るため、独自の研修を実施する。

#### (3) 外部有識者等による研修

県は、職員等の研修の実施に当たっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

#### (4) 消防団及び自主防災組織に対する研修等

県は、市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材及びe-ラーニングを活用するなど多様な方法による研修を行う。

### 2 訓練

#### (1) 県における訓練の実施

県は、市町村とともに、国及び他の都道府県等関係機関と共同で、国民保護措置についての訓練を実施し、対応能力の向上を図る。

なお、訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、訓練に関する既存のノウハウを活用するとともに、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等との連携を図る。

訓練を計画するに当たっては、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に示す訓練を実施する。

ア 県対策本部を的確かつ迅速に設置するための職員の参集訓練及び県対策本部設置運営訓練

イ 被災情報、安否情報に係る情報収集訓練並びに警報、避難の指示等の通知及び伝達訓練

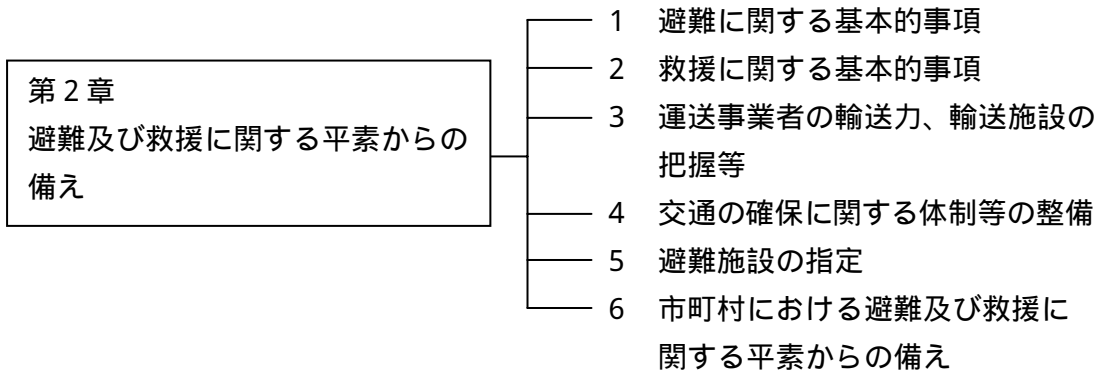
ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(2) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置及び防災上の措置に共通する内容の訓練を実施する際は、国民保護措置についての訓練及び防災訓練を有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施に関しては、住民の避難誘導、救援等に当たり、特に災害時要援護者への的確かつ迅速な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取する等、各訓練の結果を検証し、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 県は、学校、病院、駅、大規模集客施設等の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ 県警察は、必要に応じ、標示の設置及び警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限する。



## 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え



### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の整備

県は、的確かつ迅速に避難の指示を行うことができるよう、次の基礎的資料を整備する。  
この場合において、離島、東紀州地域等交通手段及び避難経路が限定された区域について、特に配慮して資料を整備する。

- ・ 県の地図
- ・ 市町村毎の人口分布
- ・ 避難経路として想定される道路網のリスト
- ・ 輸送力のリスト
- ・ 避難施設のリスト
- ・ 備蓄物資及び調達可能物資のリスト
- ・ 生活関連等施設等のリスト

#### (2) 避難実施要領のパターン作成に対する支援

市町村が避難実施要領のパターンを作成するに当たっては、県が作成する「避難実施要領の手引き（仮称）」に基づき、消防庁が作成するマニュアル等も参考にしつつ、必要な助言を行う。また、県警察も避難経路の選定等について必要な助言を行う。

#### (3) 災害時要援護者の避難体制の整備

県は、市町村と連携し、自主防災組織等の協力のもと、地域が一体となった避難誘導等、災害時要援護者に対する避難体制の整備について配慮する。

## 2 救援に関する基本的事項

### (1) 基礎的資料の整備

県は、救援に関する措置が的確かつ迅速に実施できるよう、次の基礎的資料を整備する。

- ・ 収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト
- ・ 備蓄物資及び調達可能物資のリスト
- ・ 関係医療機関のデータベース
- ・ 救護班のデータベース
- ・ 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- ・ 墓地及び火葬場等のデータベース

### (2) 電気通信事業者との協議

県は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議を行う。

### (3) 医療の要請方法等

県は、医療関係団体等に対し、「災害時の医療救護に関する協定」等の相互応援協定の内容に関し見直しを行う等、必要な要請を行う体制を構築する。

この場合において、医療関係団体の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

### (4) 市町村との調整

県は、救援を的確かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町村が行うことができることから、市町村が行う救援に関する措置の内容、地域等について、市町村と調整する。

## 3 運送事業者の輸送力、輸送施設の把握等

県は、運送事業者の輸送力の把握、輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、国と連携して、運送事業者である指定公共機関等関係機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努め、避難住民及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

### (1) 運送事業者による輸送力の確保

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認及び運送事業者、中部運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握するとともに「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」等の相互応援協定に関し見直しを行う等、運送の実施体制の整備に努める。

## (2) 輸送施設における輸送力の確保

県は、運送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関、中部運輸局等の協力を得て、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の輸送施設に関する情報を把握し、輸送力の確保に努める。

特に、長い海岸線を有する本県の地域特性を考慮し、港湾施設及び施設周辺の道路の情報を把握するとともに、地域によって異なる道路整備状況等を、常に把握するよう努める。

## (3) 運送経路の確保

県は、武力攻撃事態等における避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な運送経路の把握に努める。

特に、伊勢志摩地方は複雑な海岸線を有すること、東紀州地域は主要な道路が国道42号のみであり、他には、数本の国道が山間部に存在しているのみであることなど、地域特性を考慮し、船舶等を保有する指定地方公共機関等の協力を得て、海路における運送経路に関する情報を把握し、輸送力の確保に努める。

## (4) 離島における留意事項

県は、離島における避難に関して、全島民の避難等の場合も想定し、輸送手段、輸送経路、島外の受入れ体制、輸送体制等を整備するものとする。

この場合において、県は、指定地方公共機関との連携協力を努めるとともに、次に掲げる情報を把握するものとする。

- ア 全島民を避難させた場合に必要となる輸送手段
- イ 想定される避難先までの輸送経路
- ウ 島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制
- エ 島内にある港湾等までの輸送体制

## 4 交通の確保に関する体制等の整備

## (1) 武力攻撃事態等における交通規制計画

県警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

## (2) 交通管理体制及び交通管制施設の整備

県警察は、武力攻撃事態における広域交通管理体制の整備を図り、近隣府県との広域交通管理体制の整備に努める。

## (3) 緊急通行車両に係る確認手続

県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両の確認手続（事前届出及び確認）の適正な運用に努める。

(4) 道路管理者との連携

県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため、道路管理者と密接に連携する。

5 避難施設の指定

(1) 避難施設の指定の考え方

県は、市町村の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町村と連携及び協力し、避難施設の指定を行う。

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

ア 避難施設として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。

イ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう配慮する。

ウ 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。

エ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。

オ 物資等の搬入、搬出、避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。

カ 車両等による物資の供給及び避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

キ 飲料水、電源等避難者の安全を確保するために必要な施設及び設備が整備可能である施設を指定するよう配慮する。

ク 災害時要援護者に配慮した施設を指定するよう配慮する。

(3) 避難施設の指定手続

県は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認する。

また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

(4) 避難施設の廃止、用途変更等

県は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、知事に届け出るよう求める。

## (5) 避難施設データベースの共有化

知事は、避難施設の指定後は、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）に資するため、避難施設の情報を用いて報告する。

## (6) 市町村及び住民に対する情報提供

県は、市町村による避難実施要領の策定、避難誘導等を支援するため、避難施設データベースの情報を市町村に提供する。

また、住民に対しても、警察、市町村、消防等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知すると同時に、避難経路等を表示した案内図、案内標識等を設置し、住民、観光客等に対する周知を図る。

## 6 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え

## (1) 避難実施要領のパターンの作成

市町村は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、県が作成する「避難実施要領の手引き（仮称）」に基づき、消防庁が作成するマニュアル等を参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、災害時要援護者の避難方法等について配慮するものとする。

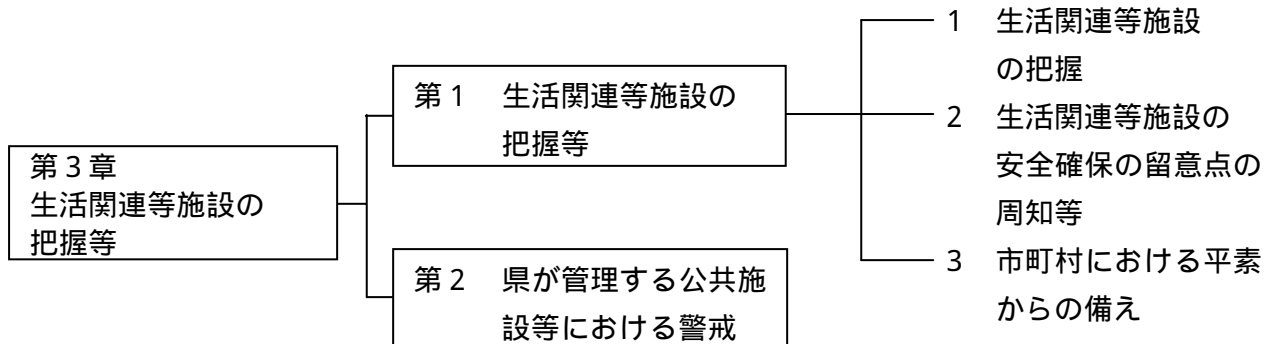
## (2) 輸送体制の整備等

市町村は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、地域内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して地域内の輸送力及び輸送施設に関する情報を把握するものとする。

## (3) 市町村長が実施する救援

市町村長は、知事との調整の結果、市町村長が行うこととされた救援に関する措置については、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

### 第3章 生活関連等施設の把握等



#### 第1 生活関連等施設の把握等

##### 1 生活関連等施設の把握

###### (1) 生活関連等施設の把握

県は、県内に所在する生活関連等施設（その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼす、又は周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設及び武力攻撃事態等において引火、爆発、流出等により危険が生ずるおそれがある物質を貯蔵している施設等）について、自ら保有する情報、所管省庁による情報提供等に基づき把握するとともに、施設の名称、所在地、連絡先等について整理する。

表2 - 4 生活関連等施設の種類

法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	旅客ターミナル、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省

4号	高压ガス	経済産業省
5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省
6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省
7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省
8号	毒劇物（薬事法）	厚生労働省 農林水産省
9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）
11号	毒性物質	経済産業省

備考：法施行令第28条に規定されている生活関連等施設は、表中に記載されている物質等を貯蔵している施設等のことである。

(2) 県警察、海上保安部長等に対する情報提供

知事は、県警察及び海上保安部長等に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定める安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を、県警察及び海上保安部長と協力し、周知徹底する。

また、併せて関係機関及び施設の管理者と協議の上、施設管理の実態に応じた連絡網を構築する。

(2) 県が管理する生活関連等施設の安全確保

県は、安全確保の留意点に基づき、生活関連等施設において警備を強化するなどの安全確保の方法について定める。

(3) 管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施等武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。

この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めるものとする。

(4) 管理者に対する助言

県警察は、知事又は生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

3 市町村における平素からの備え

市町村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、連絡体制を整備するものとする。

また、市町村は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保の方法について定めるものとする。

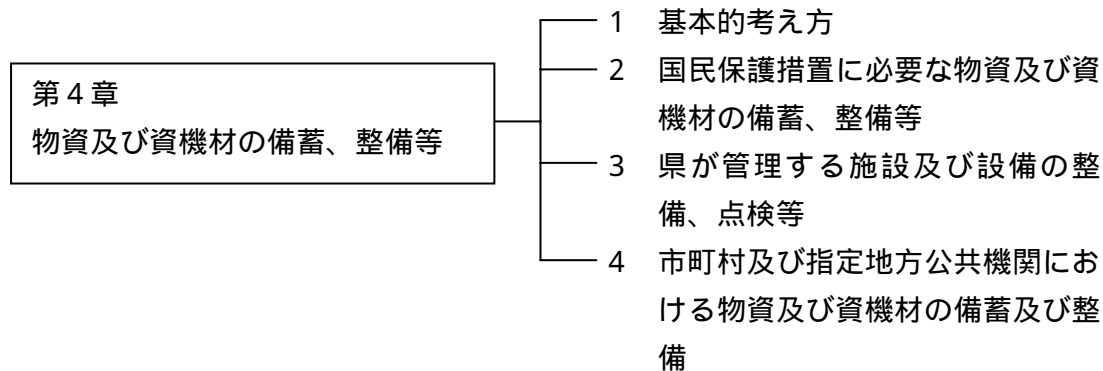
## 第2 県が管理する公共施設等における警戒

県は、その管理に係る公共施設について、特に情勢が緊迫している場合等においては、当該施設滞在者の確認を徹底するなどの不審者対策及び警察等への定期的巡回依頼、連絡体制の確認等の措置を実施する。

なお、市町村が管理する公共施設等における警戒についても、警察等との連携を図り、県の措置に準じ実施するものとする。



## 第4章 物資及び資機材の備蓄、整備等



### 1 基本的考え方

住民の避難、避難住民等の救援に必要な物資及び資機材については、防災のため備蓄と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄及び防災のための備蓄を相互に兼ねるものとする。

また、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資機材の備蓄については、国と連携の上、整備する。

### 2 国民保護措置に必要な物資及び資機材の備蓄、整備等

#### (1) 防災のための備蓄との関係

県は、住民の避難及び避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資機材のうち、国民保護措置のための備蓄及び防災のための備蓄を相互に兼ねることができる毛布及び発電機等の防災資機材に関しては、防災のための備蓄を活用する。

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服、放射線測定装置等の資機材、安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等については、国と連携の上、整備する。

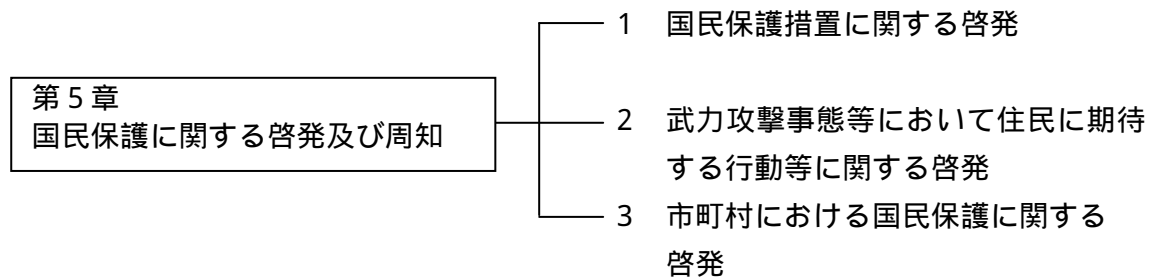
### 3 県が管理する施設及び設備の整備、点検等

県は、その管理する上下水道、工業用水道、電気等のライフライン施設について、県地域防災計画に規定される既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

#### 4 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資機材の備蓄及び整備

市町村及び指定地方公共機関は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資機材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

## 第5章 国民保護に関する啓発及び周知



### 1 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

県は、国と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用し、国民保護措置について啓発する。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

県は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発手段の活用、消防団及び自主防災組織への協力依頼等により、住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

県教育委員会は、児童生徒の安全の確保及び災害対応能力育成のため、安全教育、自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を推進する。

また、私立学校においても、これに準じた教育が推進されるよう協力を求める。

#### (4) 災害時要援護者への啓発

県は、テレビを利用した手話放送及び字幕放送、FAX等視覚に訴える伝達方法、ラジオ放送電話等の音声情報等聴覚に訴える伝達方法、外国語のインターネットホームページの活用、外国語のテレビ、ラジオ放送等を活用し、災害時要援護者に配慮した啓発を行う。

### 2 武力攻撃事態等において住民に期待する行動等に関する啓発

#### (1) 住民に期待する行動等の啓発

県は、国と連携し、次に示す武力攻撃災害への対処に関する措置に必要な住民の援助について、その重要性を啓発し、住民の自発的な協力が得られるよう努める。

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 避難住民等の救援
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

- ・ 保健衛生の確保

(2) 住民の通報に関する啓発

県は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村長等に対する住民の通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する住民の通報等について、啓発資料等を活用し、住民への周知を図る。

(3) 運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じ周知徹底する。

3 市町村における国民保護に関する啓発

市町村は、県が実施する啓発に準じ、様々な媒体等を活用し、住民に対する啓発を行うものとし、市町村国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。